四　当該地区内では野営しないこと。
五　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
六　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
七　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
八　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

別表第六第四十九南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第五十南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　当該地区内に、一回につき二十人以上（毎年十月一日から翌年の一月三十一日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。 三　当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。 四　航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五　原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六　回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。 七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 八　当該地区内では野営しないこと。 九　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十一　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十三　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十四　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

別表第六第五十二南極特別保護地区の項中、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
別表第六第五十三南極特別保護地区の項中、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。
六　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
七　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第六十二南極特別保護地区の項第四号中「前号」を「第二号」に改め、同項第五号中「第三号」を「第二号」に改め、同項第六号中「当該地区内」を「管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内」に改める。

別表第六第七十南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十一南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　当該地区内では車両を使用しないこと。 三　原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五　原則として、当該地区内では野営しないこと。 六　当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。 七　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十二　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。
第三条　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。
第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○文部科学省告示第百十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十六日

文部科学大臣　塩谷　立